

飲食店

飲食店の説明区分

第二種施設

※第一種施設以外のその他多数の人が利用する施設

経営規模の小さい既存飲食店
(経過措置あり)

喫煙目的施設

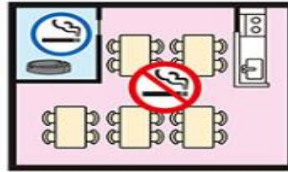
喫煙室の種類

(たばこを吸うための喫煙室)

「喫煙専用室」

○ 全ての飲食店で設置可能です
(施設の一部に設置可)。

➤ 喫煙専用室内では、飲食など**喫煙以外のことはできません。**

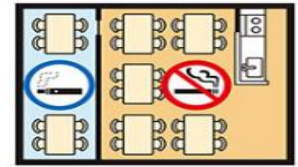


(加熱式たばこを吸いながら、飲食の提供ができます)

「加熱式たばこ専用喫煙室」

○ 全ての飲食店で設置可能です
(施設の一部に設置可)。

➤ 加熱式たばこのみ喫煙可能です。



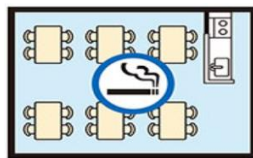
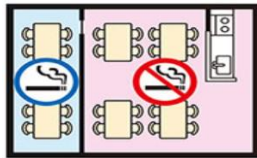
(たばこを吸いながら飲食の提供ができます)

「喫煙可能室」

(施設の一部)

「喫煙可能店」

(施設の全部)



○ 規模の小さい既存飲食店が対象です。

➤ 喫煙を選択する場合は、お近くの保健所又は保健所を設置する市に**届出書類を提出して下さい。**

(たばこを吸いながらサービスの提供ができます)

「喫煙目的室」

(施設の一部)

「喫煙目的店」

(施設の全部)



○たばこの対面販売(出張販売を含む)をしているバー、スナック等が対象です。

○主食を提供しているバー・スナック等は対象になりません。

飲食店の規制内容

2020年4月～原則屋内禁煙【喫煙専用室ならびに、加熱式たばこ専用喫煙室の設置は可能】

- 屋外は規制の対象外です。
- ただし、喫煙場所を設ける場合は、受動喫煙を生じさせることがない場所とするように配慮しなければなりません。
- **経営規模の小さい既存飲食店は経過措置があります（喫煙可能室設置可）。**

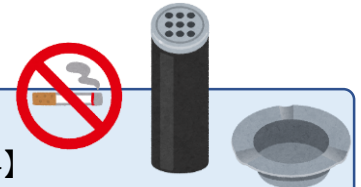
飲食店の定義

飲食営業許可を受けており、設備を設けて客に飲食をさせる施設をいいます。

施設管理者の責務

■ 喫煙器具・設備の撤去

喫煙禁止場所に、喫煙をするための器具や設備を設置してはなりません。【違反時の罰則：50万円以下の過料】



■ 喫煙者への喫煙の中止等の要求

喫煙禁止場所で喫煙をしている（または喫煙しようとしている）者に対して、喫煙の中止またはその場所からの退去を求めよう努めなければなりません。【努力義務】



■ 禁煙標識の掲示

店舗の全部を禁煙とした飲食店は、店舗の出入口に禁煙標識の掲示に努めて下さい。【努力義務】

喫煙室の設置について

- ・屋内に喫煙室を設置する場合には、下記の2タイプより、どちらか、もしくは両方を選択し、設置することが出来ます。
- ・経営規模が小さい既存飲食店は、経過措置として店内を禁煙か喫煙可能室にするかを選択できます。喫煙室を設置する場合、標識の掲示が義務付けられます。20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアへの立入りが禁止となります

喫煙専用室

加熱式たばこ専用喫煙室

＜経過措置＞ 喫煙可能室

支援制度について

喫煙室を設置する中小企業の事業所に対しては、国の支援制度があります。詳しくは、厚生労働省・都道府県労働局のホームページをご覧ください。

受動喫煙防止対策助成金 [検索](#)

府の規制の対象となる飲食店に対しては、府の支援制度があります。

大阪府受動喫煙防止対策補助金 [検索](#)

想定される喫煙室設置パターン1 「喫煙専用室」



紙巻きたばこが吸える
喫煙エリアを作りたい



「喫煙専用室」を設置して下さい。
(たばこを吸うためだけの喫煙室)

Point

- 喫煙専用室内では、飲食など**喫煙以外のことはできません。(自動販売機の設置もできません。)**
- 屋内の**一部の場所**に設置が可能です。
施設の**全部の場所**を喫煙専用室とすることは**できません。**
- 吸うことができるたばこ：
紙巻きたばこ、葉巻、パイプ、水たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

※塗りつぶし部分は禁煙エリア



「喫煙専用室」、「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置した施設管理者の責務

1、喫煙室の構造及び設備にかかる技術的基準への適合維持

喫煙室の構造及び設備を「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」に適合するよう維持しなければなりません。
【違反時の罰則：50万円以下】

<喫煙室からの煙の流出防止措置（＝技術的基準）>

- ① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

- 施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。（＝フロア分煙可）
- 2020年4月1日に既に存在している建築物等で、施設管理者の責めに帰することができない事由（※1）によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、当該喫煙場所において、**たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置**（※2）を講ずることにより、一般的基準（上記の①～③）に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする、一定の経過措置が設けられています。
- ただし、経過措置を利用する場合においても、出入口における風速0.2m毎秒以上の確保及び壁、天井等による区画が、「一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止する」ために必要です。

（※1）新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合など。

（※2）次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるものであること。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。①総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。②当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること。








2、20歳未満の人の立ち入りについて

喫煙できる場所には、たとえ、喫煙を目的としない場合であっても、20歳未満の人は立ち入れません。



3, 標識の掲示

施設内に喫煙することができる場所がある場合は、**喫煙できる場所の出入口**と**その施設の主な出入口**のみやすい場所に、その旨を表示しなければなりません。施設内を禁煙にした場合は、直ちに標識を除去して下さい。【違反時の罰則：50万円以下の過料】
また、店舗の全部を禁煙とした飲食店は、店舗の出入口に禁煙標識の掲示に努めて下さい。

	喫煙専用室の出入口に表示	当該施設等の主たる出入口に表示	禁煙標識の掲示
記載が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 専ら喫煙することができる場所である旨 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙専用室が設置されている旨 技術的基準の経過措置を講じている（脱煙装置を設置）場合には、その旨も記載 	禁煙店舗は禁煙標識を掲示して下さい。
喫煙専用室 (標識例)	 <p>喫煙専用室 Designated smoking room</p> <p>20歳未満の方は立ち入れません。 【喫煙】には、加熱式たばこも該当します。</p>	<p>＜脱煙装置を設置の場合＞</p>  <p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p> <p>【喫煙】には、加熱式たばこも該当します。</p>  <p>喫煙専用室あり Designated smoking room available</p> <p>【喫煙】には、加熱式たばこも該当します。 ※喫煙専用室の設置は、脱煙装置を設置した喫煙専用室に限ります。</p>	 <p>禁煙 No Smoking</p> <p>【喫煙】には、加熱式たばこも含まれます。</p>
記載が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 加熱式たばこのみを喫煙することができる場所である旨 20歳未満の方の立入りが禁止されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> 加熱式たばこ専用喫煙室が設置されている旨 技術的基準の経過措置を講じている（脱煙装置を設置）場合には、その旨も記載 	※全面禁煙店舗から、新たに喫煙専用室等を設置するなどの場合は、禁煙標識を速やかに撤去し、利用者が混乱するような標識は避けて下さい。
加熱式たばこ専用喫煙室 (標識例)	 <p>加熱式たばこ専用喫煙室 Designated heated tobacco smoking room</p> <p>20歳未満の方は立ち入れません。</p>	<p>＜脱煙装置を設置の場合＞</p>  <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p>  <p>加熱式たばこ専用喫煙室あり Designated heated tobacco smoking room available</p> <p>※喫煙専用室の設置は、脱煙装置を設置した喫煙専用室に限ります。</p>	

※ 標識は下記よりダウンロードできます。 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/tabakonoru-ru3.html>

※ 標識の媒体等は問いません。必要な事項が記載されておれば結構です。

4、従業員への受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講じなければなりません。
20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアへの立入りは禁止です。

※他の関係省令により、従業員の募集を行う者に対し、当該施設の受動喫煙防止の状況について、募集や求人申込みの際に明示する必要があります。

5、広告・宣伝（加熱式たばこ専用喫煙室設置の場合）

広告や宣伝を行う時は、「加熱式たばこ専用喫煙室」を設置している旨を明らかにして下さい。
この広告・宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合に、明瞭かつ正確に表示して下さい。

Q & A

Question	Answer
大学や病院等の第一種施設の場合に第二種施設がある場合、扱いはどうなるのか？	第二種施設の部分についても、第一種施設の規制が適用されます。 (ただし、施設の機能や利用者が明確に異なる場合や施設が明確に区分されている場合は、それぞれの施設区分の規制が適用になります。)
複合施設（ショッピングモールや家電量販店等）の場所に第一種施設（薬局や診療所等）がある場合、扱いはどうなるのか。	当該第一種施設に限り、第一種施設の規制が適用されます。
施設管理者とはどのような人が該当するのか？	施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある方をいいます。 また、事実上、現場の管理を行っている方も該当します。例えば、店長、施設長、工場長やいくつかの店舗を担当しているエリアマネージャーなどが想定されます。
居酒屋の個室であっても喫煙をする際には、専用の喫煙室の設置が必要？	専用の喫煙室の設置が必要です

Question	Answer
<p>カフェのテラスなど一部にしか屋根がない場合は、「屋外」になるのか？</p>	<p>外気流入が妨げられる場所で、屋根があり、側壁により概ね半分以上覆われている部分は屋内となります。壁等の材質は問いませんがたばこの煙を通さないことが条件です。 ただし、飲食店のテラス席については、店内に煙が流入しないよう側壁が半分以上覆われていない場合であっても店内の境界が壁やガラスなどで覆われていない場合は、屋根に覆われている場所は屋内となります。</p>
<p>ビル内にある飲食店が喫煙専用室を設置した場合、施設の出入口に標識の掲示が必要になるが、施設の出入口とは、各々の施設の出入口か？それとも建物の出入口か？</p>	<p>各々の施設の出入口です。</p>
<p>専用の喫煙室の室外が施設の屋外の場合、たばこの煙の流出防止に係る技術的基準はないのか？</p>	<p>技術的基準はありません。</p>
<p>紙巻たばこを吸える喫煙専用室のフロア分煙は可能か？</p>	<p>可能ですが、紙巻たばこの喫煙フロアでは喫煙以外の行為はできません。</p>
<p>吹き抜け階段でフロア分けをしている飲食店については、フロア分煙をしてもよいのか？</p>	<p>壁、天井によって区画されていることが必要であるため、フロア分煙にはできません。</p>
<p>喫煙が可能な場所には、20歳未満の従業員（出入りの業者を含む。）が商品等を運ぶ為や清掃するために立ち入る場合も、禁止となるのか。</p>	<p>20歳未満の人は、喫煙が可能な場所の立入は禁止です。20歳未満の人が、喫煙場所に立ち入ることなく業務に従事することができるよう、シフトや業務内容の工夫をしていただくことが必要となります。</p>
<p>ビル内の飲食店の管理者がビルの施設管理者に許可を取って喫煙室を設置した場合について、基準を違反した喫煙室が設けられた際の指導対象者はビル側か飲食店側かどちらになるのか。</p>	<p>飲食店側がビル側から許可を受けて設置を行っているため、原則は飲食店側が指導対象になると考えます。</p>
<p>「壁・天井等によって区画されていること」との要件について、出入口の扉は必ずしも必要でなく、例えばカーテンで仕切られていてよいのか。</p>	<p>出入口の扉は、喫煙専用室等に向かう気流が風速0.2m毎秒以上であれば必ずしも必要ではありませんが、その他の部分は壁等により床から天井に達するまで区画されていることが必要です。</p>

喫煙を主目的とするバー、スナック等

「喫煙目的施設」の要件

バー・スナック等



Point

- **たばこの対面販売**（出張販売を含む）をしているバー、スナック等が対象です。自動販売機での販売は該当しません。
- **主食を提供**しているバー・スナック等は該当しません。主食とは、米飯類、パン類、麺類、ピザパイ、お好み焼き等が該当します。 ※出前や電子レンジでの調理の場合は、「主食を提供する」に当たりません。



「喫煙目的室」設置施設、「**喫煙目的店**」となります。



「喫煙を主目的とするバー、スナック等」は、
「喫煙目的室」設置施設、**「喫煙目的店」**となることが可能です。

Point

- 喫煙目的室内での**飲食の提供（主食を除く）**が可能です。
- 屋内の**一部の場所**又は**全部の場所**に設置が可能です。
- 吸うことができるたばこ：紙巻きたばこ、葉巻、パイプ、水たばこ、加熱式たばこなど たばこ全般

＜施設の一部の場所に設置する場合＞

※塗りつぶし部分は禁煙エリア



＜施設の全部の場所に設置する場合＞



「喫煙目的室」を設置した施設管理者の責務

1、喫煙室の構造及び設備にかかる技術的基準への適合維持

喫煙室の構造及び設備を「たばこの煙の流出を防止するための技術的基準」に適合するよう維持しなければなりません。
【違反時の罰則：50万円以下】

<施設の一部の場所に設置する場合>

<施設の**全部**の場所に設置する場合>

<喫煙室からの煙の流出防止措置（＝技術的基準）>

- ① 出入口において喫煙室の外側から内側に流入する空気の気流が0.2m/秒以上であること
- ② たばこの煙（加熱式たばこの蒸気を含む。）が喫煙室の中から施設の屋内に流出しないよう、壁・天井等によって区画すること
- ③ たばこの煙が施設の屋外に排気されていること

- 施設内が複数の階に分かれている場合は、壁・天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能です。（＝フロア分煙可）
- 2020年4月1日に既に存在している建築物等で、施設管理者の責めに帰することができない事由（※1）によって技術的基準を満たすことが困難な場合は、当該喫煙場所において、**たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置**（※2）を講ずることにより、一般的基準（上記の①～③）に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする、一定の経過措置が設けられています。
- ただし、経過措置を利用する場合においても、出入口における風速0.2m毎秒以上の確保及び壁、天井等による区画が、「一般的基準に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止する」ために必要です。

（※1）新たにダクトを通すことが困難な場合、ダクト工事を行うことについて建築物等の所有者の了解が得られない場合など。

（※2）次に掲げる要件を満たす機能を有した脱煙機能付き喫煙ブースを設置し、当該喫煙ブースから排出された気体が室外に排気されるものであること。なお、室外に排気された気体について、当該場所に設置された換気扇等から効率的に排気できる工夫が講じられていることが望ましい。①総揮発性有機化合物の除去率が95%以上であること。②当該装置により浄化され、室外に排気される空気における浮遊粉じんの量が0.015mg/m³以下であること。

2、20歳未満の人の未満の立ち入りについて

喫煙できる場所には、たとえ、喫煙を目的としない場合であっても、20歳未満の人は立ち入れません。



3、標識の掲示

喫煙目的室を設置したバー、スナック等は、**喫煙できる場所の出入口**と**その施設の主な出入口**のみやすい場所に、その旨を表示しなければなりません。施設内を禁煙にした場合は、直ちに標識を除去して下さい。【違反時の罰則：50万円以下の過料】

＜施設の一部の場所に設置する場合＞

＜施設の**全部**の場所に設置する場合＞

	喫煙目的室の出入口に表示	当該施設等の主たる出入口に表示	当該施設等の主たる出入口に表示
記載が必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙を目的とする場所である旨 20歳未満の方の立ち入りが禁止されている旨 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙目的室が設置されている旨 技術的基準の経過措置を講じている（脱煙装置を設置）場合には、その旨も記載 	<ul style="list-style-type: none"> 喫煙を目的とする場所である旨 20歳未満の方の立ち入りが禁止されている旨 技術的基準の経過措置を講じている（脱煙装置を設置）場合には、その旨も記載
喫煙可能室（標識例）		<p>＜脱煙装置を設置の場合＞</p>	

※ 標識は下記よりダウンロードできます。 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/judoukitsuen/tabakonoru-ru2.html>

※ 標識の媒体等は問いません。必要な事項が記載されておれば結構です。

4、従業員への受動喫煙対策

従業員に対する受動喫煙対策も講じなければなりません。
20歳未満の方は従業員であっても喫煙エリアへの立入りは禁止です。

※他の関係省令により、従業員の募集を行う者に対し、当該施設の受動喫煙防止の状況について、募集や求人申込みの際に明示する必要があります。

5、帳簿の保存

バー、スナック等及びたばこ販売店は、喫煙目的室設置施設の要件に関する事項を帳簿に記載し保存しなければなりません。
・喫煙目的室設置施設の要件に関する事項は、たばこ事業法第22条第1項又は第26条第1項の許可に関する情報です。
なお、許可通知書本体又は写しを保存しておくことが望ましいですが、許可年月日及び許可に係る営業所・出張販売所の所在地を記載しておくことで構いません。

6、広告・宣伝

広告や宣伝を行う時は、「喫煙目的室」を設置している旨を明らかにして下さい。
この広告・宣伝は、ホームページや看板等の媒体において行う場合に、明瞭かつ正確に表示して下さい。

Q & A

Question	Answer
喫煙をすることを主たる目的としつつ、ダーツやゴルフといった他の行為を行う場合、当該バーは喫煙目的施設に該当するのか。	喫煙をすることを主たる目的とするバー、スナック等としての要件を満たしているものであれば、喫煙目的施設に該当します。
喫煙目的室に該当するバー・スナックの設置要件に「通常主食と認められる食事」を主として提供するものを除く」との要件があるが、具体的にはどのような意味か。	ランチ営業を行う場合において、「通常主食と認められる食事」を提供することは認められるというものです。なお、この場合であっても、喫煙目的施設としての規制は適用され、20歳未満の者を立ち入らせることはできません。